

# 海上労働条約 (MLC,2006)に関する 証明サービス

海上労働管理システム

MLC,2006発効日:2013年8月20日

- この条約は、高度な品質を目指す海運業界を支える第4の柱として構築され採択されました。(4つの柱とは、即ちSOLAS、MARPOL、STCW及びMLC,2006の4つの条約です。)
- MLC,2006は、船上における船員の労働及び居住条件に関する既存のILO条約要件を更新し統合した条約です。
- 本条約で求められる検査と証明は、国際航海に従事する500GT以上の商船に適用されます。条約の要件は、能力の如何を問わず、当該船舶において雇用され、若しくは従事し、又は労働する全ての船員に適用されます。
- この条約に関連して、別刷りの船員募集及び紹介機関に関する任意の認証サービスに関するリーフレットもご参照下さい。

## ClassNKが選ばれる理由

### 高品質

本部から支部まで、ClassNKのスタッフは十分な専門的知識と経験を有し、皆様の様々なニーズに的確にお応えします。

### 認可

認定機関(Recognized Organization: RO)として、MLC,2006の実施に関する権限委任される全ての主要な旗国から認定される予定です。

### 有用性

ClassNKが提供するMLC,2006の証明サービスは、国内外120箇所に拠点を設け、世界のどのような地域に対しても認証サービスの提供を行います。また、世界中に、常に300名以上のMLC検査員を確保しています。

### 利便性

検査は、船舶所有者(ISMコード上の会社)のご都合により対応します。また一度、全ての必要な検査が完了すれば、当該船舶は迅速に通常復航できます。

### 簡便性

ご要望により、ISM及びISPS審査の双方に加え、MLC検査も証明プロセスの簡便化として同時期に実施することができます。

## 要求事項

- 船上における船員の労働及び居住条件に関するこの条約の要件は、船員の最低要件、雇用条件、居住及び娯楽施設、食料及び供食、健康保護、医療、福利厚生及び社会保障を含んでいます。
- 船舶所有者(ISMコード上の会社)は、条約及び旗国要件に継続的に適合する措置・計画を組み入れた海上労働管理システム(即ち、海上労働適合申告書第二部:DMLC Part II)を構築し実施する必要があります。
- 船舶所有者及び当該船舶の船長は、DMLC Part IIに従って、この条約を遵守する必要があり、またISM/ISPSコードで要求される証明(SMC/ISSC)と同様に船上検査及び証明が要求されます。

サービスの詳細については、下記あてにご遠慮なくお問い合わせ下さい。

一般財団法人 日本海事協会 船舶管理システム部

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号  
電話番号 03-5226-2173 ファックス 03-5226-2174 電子メール smd@classnk.or.jp

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会